令和８年（フ）第２４１号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目30番地５リリオン・ヴィレッジⅠ―110
債務者　薮田　麻菜
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５７１号
東京都町田市成瀬７丁目10番８―306号
債務者　久永　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８３４号
東京都昭島市拝島町３丁目11番７―1206号
債務者　小林まどか
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９１９号
東京都府中市四谷４丁目42番地の21ルナ・エトワール府中201
債務者　牧野　由香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９３７号
東京都多摩市諏訪４丁目１番地２―507
債務者　中鉢　良江（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９４８号
東京都武蔵村山市三ツ木５丁目30番地の11
債務者　吉田　政一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９５５号
東京都東大和市清水６丁目1188番地の13
債務者　西沢　愛花
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７３７号
京都市右京区西京極北大入町135番地　小堀マンション　１―３
債務者　中川　靖之
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６８号
京都市南区東九条松田町14番地６　モナ十条209
債務者　森田　宏
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７７９号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地５　吉祥院ガーデンハイツＣ―633
債務者　小山美幸こと　金　美幸
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８１７号
京都市中京区聚楽廻西町163番地53　ミリエームジュラク　103
債務者　吉田　稔
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０２号
京都市伏見区東奉行町１番地　桃山グランドハイツ221号
債務者　松井　清也
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１７５号
兵庫県川西市向陽台１丁目12番地の５　３―52
債務者　三角ありさ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
兵庫県伊丹市北本町１丁目160番地　オンリーワン北本町802号
債務者　澤田　慎司
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第８６号
神戸市西区伊川谷町有瀬942番地　ビューハイツ207号
債務者　福留　良也
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
神戸市西区大津和２丁目９番地の１　ルナパルク403号
債務者　芦原　尚平
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７５号
兵庫県明石市小久保１丁目13番地の13　ハイツラフレシール103号
債務者　吉田　国義
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係